

## ヘイトスピーチ審査会からの答申の概要 (ヘイトスピーチ該当性等に係る答申)

### 1 ヘイトスピーチと認定した表現活動

いわゆる「まとめサイト」において、インターネット上の電子掲示板に投稿された文章を編集して作成した記事(まとめ記事)を掲載し続けていた行為。(案件番号「平 28-7」及び「平 28-8」)

### 2 条例に基づく措置の対象であることについて

#### (1) 条例の施行時期との関係

インターネット上でのまとめ記事の掲載日は条例の施行前であるが、条例施行後も掲載は継続されていたため、条例の適用対象となる。

(施行前の行為を対象から除く条例附則第2項に該当しない。)

#### (2) 第三者コメントの取扱い

各ウェブページには、まとめ記事のほかに不特定の者から投稿されたコメントが掲載されているが、表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが条例上求められていることを考慮し、ヘイトスピーチ該当性等の調査審議は、各コメントそれぞれについて行うのではなく、まずまとめ記事について行った。

しかし、まとめ記事の各該当性についてにはわかには判断し難い場合には、各ウェブページでは不特定の者によってまとめ記事に関するコメントを投稿することができることとなっていることを踏まえ、まとめ記事とコメントとの関係やコメントによるまとめ記事への影響について検討することとした。

### 3 関係人からの意見等(条例第9条第2項に基づく手続)について

#### (1) 申出人

意見書が提出された。

#### (2) 表現活動者

まとめサイト上に掲載されていた問い合わせ先へ連絡し、氏名・住所等の回答を求めたが、連絡はなかった。(案件番号「平 28-7」、「平 28-8」)

⇒いずれも、条例第9条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

#### 4 条例第5条第1項各号該当性（5条該当性）について

まとめ記事のタイトルの中に「大阪」という表記及び在日韓国・朝鮮人の行動についての表記があり、その冒頭に条例第2条第4項に規定する市民等である在日韓国・朝鮮人の団体の行動について報道した記事が引用されており、これに引き続く文章の中に当該団体を指していると考えられる表現がある。

⇒表現活動は**大阪市の市民等に関するものであると明らかに認められる。**

**（条例第5条第1項第2号アに該当する。）**

（注） 「市民」とは、大阪市の区域内に居住する者又は大阪市の区域内に通勤し若しくは通学する者（条例第2条第3項参照）

（注） 「市民等」とは、市民又は人種若しくは民族に係る特定の属性を有する市民により構成される団体（条例第2条第4項参照）

#### 5 ヘイトスピーチ該当性（2条該当性）について

##### （1）条例第2条第1項各号認定の主な理由

###### ①目的性（条例第2条第1項第1号関係）

- ・在日韓国・朝鮮人を社会から排除する
- ・在日韓国・朝鮮人の基本的人権を制限する 等の表現

###### ②態様（条例第2条第1項第2号関係）

- ・在日韓国・朝鮮人の蔑称を用いる
- ・在日韓国・朝鮮人を誹謗・中傷する
- ・在日韓国・朝鮮人に脅威を感じさせる 等の表現

###### ③方法（不特定多数性）（条例第2条第1項第3号関係）

ウェブページに掲載されることにより、不特定多数の者が閲覧することができる。

⇒表現活動は**ヘイトスピーチに該当。**

（注） 案件番号「平 28－8」については、まとめ記事自体の表現のみから、ヘイトスピーチ該当性を認定したが、案件番号「平 28－7」については、まとめ記事自体の表現のみをもって、条例第2条第1項第2号（態様）の該当性はにわかに判断し難い面もあるとして、コメントも参照することとした。

##### （2）ヘイトスピーチ認定に際してコメントを参照した案件について

###### ①まとめ記事によるコメントの誘引

- ・ウェブページは、まとめ記事を閲覧している不特定の者への問いかけと受け取られるものなど、それらの者からの賛同を期待するような内容を含むものとなっている

・不特定の者がコメントを自由に投稿できる状態に置いている  
⇒表現活動者は**まとめ記事を通じてその趣旨や内容に沿ったコメントを誘引している**と客観的に認められる。

②**コメントによるまとめ記事の表現内容の顕在化ないし増幅**

・コメントを参照した結果、在日韓国・朝鮮人を非常に差別的な意味合いで表現し、又はこれらの者に対して強く脅迫するような呼びかけを行うなどの**コメントによってまとめ記事の趣旨や内容が顕在化ないし増幅**され、条例第2条第1項第2号で定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷をし、在日韓国・朝鮮人の相当数の者に脅威を感じさせる表現内容となっていると認められる。

⇒ 案件番号「平 28-7」については、コメントによる各まとめ記事への影響について検討した結果、ヘイトスピーチ該当性を認定した。

(参考) 答申に至る経過 平成 28 年度 平 28-7 及び平 28-8

年 月 日	経 過
平成 28 年 7 月 25 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
平成 28 年 7 月 25 日	調査審議（論点整理）
平成 28 年 10 月 31 日	調査審議（論点整理）
平成 28 年 11 月 21 日	調査審議（論点整理）
平成 29 年 12 月 1 日	調査審議（論点整理）※平 28-7 のみ
平成 30 年 1 月 11 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 1 月 25 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 1 月 30 日	申出人から意見書の提出
平成 30 年 2 月 14 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 2 月 16 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 3 月 16 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 3 月 27 日	調査審議（論点整理）※平 28-7 のみ
平成 30 年 4 月 13 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 5 月 18 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 6 月 8 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 7 月 13 日	調査審議（論点整理）※平 28-7 のみ
平成 30 年 8 月 24 日	調査審議（論点整理）※平 28-7 のみ
平成 30 年 8 月 31 日	調査審議（論点整理）※平 28-8 のみ
平成 30 年 9 月 12 日	調査審議（答申案）※平 28-7 のみ
平成 30 年 10 月 1 日	調査審議（答申案）
平成 30 年 10 月 5 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）